

あなたの国民年金

パート12

こんなとき こんな届け出を！

新国民年金は、20歳から60歳になるまでの方、農業従事者、サラリーマンなどの職種を問わず、すべてが加入者です。

加入者は保険料の納付方法の違いなどから、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の三種類に分けられていて、住所や氏名が変わっ

たときはもちろん、種別が変わるときにも届け出が必要になりました。

3月、4月は就職や退職、転勤などの多い時期です。忙しさにまぎれて、国民年金の届け出を忘れないようにご注意ください。

主な届けは次の表のようになります。

  **早めに届けましょう**



届け出を必要とする場合	持参するもの	印鑑	年金手帳	社会保険証	国民健康保険証	御主人の年金手帳	その他
20歳になって初めて加入するとき		○					
住所・氏名が変わったとき		○	○				
就職したとき		○	○	○	○		
退職したとき		○	○		○		退職証明書
夫に扶養されることになったサラリーマンの妻		○		○	○	○	
共働きであった妻が退職したとき		○	○		○		退職証明書
夫に扶養されていた妻が年収100万以上得るようになったとき		○		○	○		
保険料の免除の申請		○					
年金を受けようとするとき(本人より請求が必要)		○	○				
死亡したとき 死亡一時金、遺族年金、寡婦年金等の請求ができる場合があります。		いろいろな場合があります。 役場年金係にお問い合わせください。					
障害者になったとき							
保険料の支払方法を変えたいとき		口座振替…銀行、農協、役場へ 取扱印を持参して下さい。					

年金手帳の保管は？
光町に住所のある方の国民年金手帳は役場年金係であらかじめお預かりしています。

国民年金の保険料は納めましたか

保険料は2年たつと、あとから納めたくても納められません。

納め忘れ期間のある方は、今すぐ納めましょう。

お問い合わせは、役場住民福祉課年金係

☎ 84-1211へ

…年金はあなたの

義務です権利です …